

# 『民法改正』『収益認識基準制定』に伴う 契約書・約款修正の要否

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2018年 5月 31日(木) 13:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

2020年4月に改正民法が施行されることに伴い、貴社内で多くの契約書の見直し作業が行われることになります。また、2021年4月に収益認識基準が強制適用されることにより、収益の額及び時期が適切に計上されるよう、契約書の見直し作業が発生します。両者は時期的に近接しているため、双方の事情に配慮して同時に契約書見直し作業を行うことが効率的です。本セミナーでは、具体的な契約書例を用いて、修正の要否、方法などについて解説を行います。また、モデル修正条項やモデル契約書雛形についてもご提供致します。さらに、契約の修正において発生する収入印紙の節約方法についても言及致します。

講師 弁護士法人 L&A  
弁護士 公認会計士 横張清成 氏

講師 弁護士法人 L&A  
弁護士 公認会計士 伊勢田篤史 氏

講師紹介  
平成12年明治大学法学部卒業。平成13年司法試験合格後、みらい総合法律事務所入所(東京弁護士会所属)。平成19年同事務所パートナー職任。平成21年税理士登録(麹町支部所属)。平成23年東京弁護士会税務特別委員就任。平成24年日商簿記1級合格、公認会計士試験合格。監査法人アヴァンティア入所(非常勤)。平成30年弁護士法人L&A開設。M&A・契約書・労働問題を専門とし、法務財務両面から一括してデュー・デリジェンスを実施するサービスを多数の上場・非上場会社に提供している。著書に『ビジネス契約書の見方・つくり方・結び方』(同文館出版)、ほか多数。

講師紹介  
平成16年公認会計士試験(旧第2次試験)合格。平成17年あずさ監査法人入所。平成18年慶應義塾大学経済学部卒業。平成25年中央大学法科大学院修了。平成25年9月司法試験合格。平成26年12月弁護士登録(東京弁護士会)。みらい総合法律事務所入所。平成30年弁護士法人L&A開設。共著『契約審査のベストプラクティス ビジネス・リスクに備える契約類型別の勘所』(レクシスネクシス・ジャパン)などがある。

《申込方法》 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円(本体価格 32,000円)	一般	37,800円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

《事業コード: 181518-0303》『民法改正』『収益認識基準制定』に伴う契約書・約款修正の要否

ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛 E-mail からもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問 (FAQ) は当会 HP にてご確認ください。( [TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問] )

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: [tamiaki@bri.or.jp](mailto:tamiaki@bri.or.jp)

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

.....プログラム.....

## 1. 改正民法への対応プロセス

- (1) 総論
- (2) 改正プロセスにおける対応方法
- (3) 契約書変更にかかる交渉手法

## 2. 改正民法により修正が必要になる箇所

- (1) 総論
- (2) 具体的修正点 一どのような条項の場合、修正が必要になるのかー
  - 1) 一般条項 (契約解除、損害賠償請求、契約不適合責任、債権譲渡、法定利率、自動更新条項)
  - 2) 金銭消費貸借契約 (解除、繰上返済、損害賠償請求)
  - 3) 不動産賃貸借契約 (連帯保証)
  - 4) 業務委託契約 (再委託)
  - 5) 請負契約 (割合的報酬)
  - 6) 定型約款 (みなし合意、約款の変更)

## 3. 収益認識基準により修正が必要になる箇所

- (1) 総論
- (2) 具体的修正点 一どのような条項の場合、修正が必要になるのかー
  - 1) 所有権移転条項
  - 2) 検収条項
  - 3) 返品条項
  - 4) サポート特約
  - 5) 据付条項

## 4. 戦略的な契約書の修正 又は改定案

- (1) 修正に伴う収入印紙の要否と節約手段
- (2) モデル修正条項案
  - 1) 目的条項
  - 2) 解除条項
  - 3) 瑕疵担保責任 (契約不適合責任)
  - 4) 遅延損害金条項
  - 5) 損害賠償条項
  - 6) 債権譲渡禁止条項
  - 7) 保証人条項

※最新情報を盛り込むため、プログラムの内容は適宜変更されることがあります。  
※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。